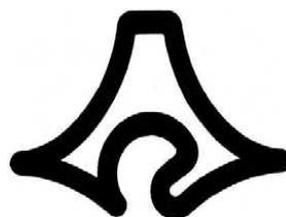


平成 30 年度  
静岡市・静岡県総合防災訓練  
実施要領



静岡市



静岡県

平成 30 年 7 月 25 日

# 平成 30 年度静岡市・静岡県総合防災訓練 実施要領

## 1 目的

大規模地震が発生した場合に、静岡市における被害を最小限に防ぐことができるよう、実践的な総合防災訓練を実施することにより、自主防災組織、消防団等の協働による「自助」「共助」の防災力を一層高めるとともに、静岡市・県と防災関係機関が連携した「公助」による救援体制を確認する。

## 2 主催 静岡市、静岡県

## 3 日時 平成 30 年 9 月 2 日（日）午前 8 時 30 分から 12 時 00 分まで

## 4 テーマ 災害に強く 安心・安全に暮らせるまちにしよう！ ～自助、共助、公助による災害対応力の強化～

## 5 重点項目

- (1) 広域連携による受援訓練  
緊急物資輸送、救出・救助など
- (2) 官民連携による協働訓練  
応急危険度判定、災害ボランティア本部運営、道路啓開、遺体措置など
- (3) オクシズからしずまえまでの地域の特性に応じた訓練  
孤立予想集落対策、地域による会場型、津波避難誘導、展示・体験など

## 6 訓練実施会場

### (1) 静岡市の葵区、駿河区、清水区の各訓練会場

田町緑地スポーツ広場、与一ヘリポート、坂ノ上ヘリポート、金山温泉、赤水の滝駐車場、割田原スポーツ広場、中島中学校、中島浄化センター多目的グラウンド、中島浄化センター、安倍川河口河川敷、河岸の市、[清水テルサ](#)、[清水駅東口広場](#)、[清水駅東口公園](#)、ペDESTリアンデッキ、清水港、[江尻埠頭](#)、由比入山舟場ヘリポート、中央体育館、ツインメッセ静岡、静岡市物流団地、各区避難所、市内医療機関（市内精神科病院、県立こころの医療センター、県立こども病院、市立静岡病院、県立総合病院ほか）、安倍口団地、草薙総合運動場、番町市民活動センター、静岡市女性会館、青葉イベント広場

### (2) 富士山静岡空港

## 7 参加機関

自主防災組織、消防団、静岡県警察本部、静岡市消防局、自衛隊、在日米軍、清水海上保安部、国土交通省中部地方整備局、学校、漁業協同組合、医療機関・団体、ライフライン各社、地域の法人・団体、トラック協会、建設関係団体、ボランティア団体ほか

## 8 静岡市の特性

静岡市は、県中部に位置し、約 1,400 平方キロメートルという広大な面積を有し、南部は駿河湾に面した海岸部から、北部は南アルプスの山間部に渡っている。

この地域は、新東名高速道路、東名高速道路、国道1号、東海道新幹線、東海道線などの交通網に恵まれ、人口密集地や商業地が発達しており、葵区、駿河区、清水区の3区で70万人余の人口を有する。

この地域で特に懸念される災害は、南海トラフの地震であり、最も被害が多い場合で1万5千人を超える死者の発生が予想されている。

このため、静岡市では地域の特性に応じた防災対策に力を入れており、海岸部の津波避難対策や山間部の孤立予想集落対策といった地域の防災訓練も活発に行われている。

## 9 訓練想定

平成30年9月2日（日）午前8時30分頃、大規模な地震が発生し、県内の広い範囲で震度7の揺れを観測。まもなく大津波が襲来した。

この地震により、建物倒壊・津波浸水・土砂災害・火災などにより大きな被害が発生し、静岡市と県は直ちに災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して救援にあたる。（被害の規模は県の第4次地震被害想定による。）

## 10 訓練の概要

静岡市と県は、上記の想定のもと以下の訓練を実施する。訓練の細部（参加機関や訓練内容等）は、別に定める訓練個票による。

### （1）孤立集落対策訓練

- ・葵区（田町、与一へりポート）で、山間地域との連絡手段の確認、医師・物資・偵察部隊の派遣

### （2）部隊進出・災害時医療訓練

- ・葵区の孤立予想集落での緊急物資の受渡し、救援部隊の進出、医師派遣・受入れ

### （3）遺体措置訓練

- ・葵区（中央体育館）で、人命救助のための捜索活動に伴う、建物倒壊等による多数の遺体を収容。当面の収容・安置のため、遺体収容所を設置
- ・遺体収容所における検視・検案などの措置を実施

### （4）災害ボランティア本部運営訓練

- ・葵区（番町市民活動センター）での災害ボランティア本部立上げ、ボランティアの受入れ

### （5）避難所協働訓練

- ・駿河区（中島中学校）での避難所の開設、防災食調理、仮設風呂設置、宿泊、応急給水、避難所レイアウト検証などの実施

### （6）救出救助、初期消火、負傷者搬送、道路啓開等訓練

- ・駿河区（中島浄化センター）で、自主防災組織等による救出救助、初期消火、負傷者搬送などを実施
- ・防災関係機関等による救出救助、道路啓開、緊急物資輸送、緊急消防援助隊受入れなどを実施

### （7）物資輸送訓練

- ・駿河区（ツインメッセ静岡、静岡市物流団地）で、地域内輸送拠点及び緊急物資集積所の開設、運営
- ・ツインメッセ静岡における国からの救援物資の受入れ、開梱・再梱包、配送
- ・富士山静岡空港に空輸される救援物資の受入れ、搬送及び発送

- (8) **津波避難訓練**
- ・清水区の沿岸部（清水港ほか）で、津波避難・誘導確認の実施、航路標識復旧、津波漂流者の救出救助を実施
- (9) **道路啓開訓練**
- ・清水区の市街地（清水駅前広場）で、信号復旧、交通対策、橋梁段差解消、放置車両の撤去、道路啓開などを実施
- (10) **傷病者受入訓練**
- ・市内の各医療機関で、被災した多数の負傷者の受入れ、トリアージや応急処置の実施、トリアージの結果等に応じて災害拠点病院等への搬送等を行う。その他、透析患者の搬送訓練を実施
  - ・県は、静岡県広域受援計画に基づき、DMAT を災害拠点病院に投入するとともに、重症患者を被災地外の災害拠点病院に搬送
  - ・医療機関において、応急危険度判定の実施、電源車による電源供給などを実施
- (11) **応急危険度判定訓練**
- ・市内公共施設、避難所等において、民間建築士（民間応急危険度判定士）の協力を得て応急危険度判定を実施
- (12) **多言語支援センター開設訓練**
- ・多言語支援センターの開設、外国人支援班との協力、連携の検証
- (13) **D P A T 派遣訓練**
- ・市内精神科病院から県立こころの医療センターへの患者搬送、手順の確認
- (14) **応急給水訓練**
- ・発災後の断水のため、給水地点への飲料水の運搬方法の確認
- (15) **展示・体験訓練**
- ・葵区、駿河区、清水区で、仮設トイレ展示、可搬式貯水槽での給水、炊出しなどを実施
- (16) **医療救護訓練**
- ・富士山静岡空港における県 S C U 要員及び静岡 D M A T による航空搬送拠点の開設・運営
  - ・空自航空機との医療連携を確認
  - ・草薙総合運動場、田町緑地スポーツ公園等での負傷者の地域医療搬送
  - ・静岡 D C A T による福祉避難所の開設・運営
- (17) **航空関連訓練**
- ・来援航空機の受入
  - ・中部横断道路を使用したヘリによる救出救助
  - ・県庁別館を使用した高層ビルからのヘリによる救出救助
  - ・田町緑地スポーツ公園での陸自部隊の展開及び航空情報提供
  - ・航空機（固定翼、ヘリ）による航空偵察及びヘリ映像伝送
  - ・草薙総合運動場のヘリポート開設・運営
  - ・津波漂流者を海保・海自・県警の船舶により捜索・救出し、巡視船「おきつ」及び多用途支援艦「えんしゅう」に収容、あるいは陸上からの医療搬送、ヘリによる救出・救助、中島浄化センターにおけるヘリによる救出・救助
- (18) **部隊進出訓練**
- ・中部横断道路などを使用した応援部隊（自衛隊、米軍）の進出

(19) 映像伝送・配信訓練

- ・衛星中継車等による映像伝送、配信

(20) 海上輸送・油回収訓練

- ・清水港において、中部地方整備局 清瀧丸及び海上自衛隊による物資輸送、ヘリ空輸及び清水港内の油回収

11 安全管理

- (1) 静岡市と県は、訓練会場・項目ごとに安全管理者を指定し、事故防止に努めるものとする。
- (2) 参加機関・報道機関は「平成 30 年度静岡県総合防災訓練における航空機の安全運航確保要領」を遵守し、航空安全の確保に努めるものとする。

12 中止対応

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、静岡市と県は、住民等の安全確保を最優先し、適切な状況判断により訓練を中止する。

(1) 中止基準

異常気象に対しては、住民の安全確保を最優先して適切な状況判断により対応することとするが、原則は次のとおりとする。

事 象	対 応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された場合</li> <li>・県内に気象・高潮・波浪に関する特別警報が発表された場合</li> <li>・県内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合</li> <li>・静岡県に津波警報が発表された場合</li> </ul>	中止
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に気象警報が発表された場合</li> <li>・県内で震度 4 の地震が発生した場合</li> <li>・静岡県に津波注意報が発表された場合</li> </ul>	原則として中止（注）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に雷注意報が発表された場合</li> </ul>	野外訓練は、 原則として中止（注）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊豆東部火山群及び富士山の火山活動に異常が認められる場合</li> <li>・その他、中止することが必要と判断される事象が生じた場合</li> </ul>	状況により中止

(注) 静岡市の地域が警報等の対象外であり、その後の気象等への影響が小さいと見込まれる場合には、状況を確認の上、実施する。

(2) 連絡方法

静岡市と県は、訓練当日の午前 6 時 00 分に実施・中止を決定し、以下により参加機関・住民等に伝達する。

時刻	内容
7時00分	静岡市の同報無線等による広報 災害用伝言ダイヤル（171）登録（県）
	静岡市のホームページ掲載

(3) 災害用伝言ダイヤルの使い方

ア お手元の電話から「171」をダイヤルします。

イ 再生の場合「2」をプッシュします。

ウ 次の電話番号のいずれかをプッシュします。

「054-221-2072」「054-221-3593」

エ 伝言が再生されます。

(例) こちらは静岡県危機対策課です。本日9月2日の総合防災訓練は、  
予定どおり実施いたします。(2回繰り返し)

13 当日連絡先

	担当所属	電話番号
静岡市	危機管理課	054-221-1012
静岡県	危機対策課	054-221-2072
	中部地域局	054-644-9104